

働きやすい職場づくりの取組

令和 8 年 7 月 2 4 日
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

1. 男性の育児休業取得促進

令和 12 年度の県内企業の男性育休目標取得率 85% (R6 : 37.6%) に向けて、「男性の育児休業取得が当たり前」の機運を醸成するとともに、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりを後押しする。

(1) 専門家によるセミナー・助言支援

県内企業の経営者・人事担当者等に対し、セミナーを開催して社会保険労務士等の専門家が男性育休の取得に係る実践的な知識や好事例を提供する。また、専門家の助言により継続的に支援する。

【実績】R7 年度実績 セミナー：延べ 50 社参加、助言：4 社実施、伴走支援：1 社実施

<活用事例>

日本海ケーブルネットワーク(株) (鳥取市／情報通信業／従業員数 71 名) ※令和 5 年度

- ・男性育休取得につながらない要因を抽出し、社内環境を構築していくため、R6.3 までの工程案を作成した。
- ・社内相談窓口の整備に向けた育休取得希望者との面談ロールプレイの実施、育休対象者へ発信する情報ツール(Q&A、リーフレット等)の作成、産休・育休に係る手続フロー(事業所→労働局等、事業者→育休希望者)の見直し、管理職研修・従業員研修(計 29 名参加)を行った。
- ・また、業務の属人化など会社全体で抱える課題が男性育休取得を妨げる一因であることが判明。ジョブローテーションの構築や業務マニュアルの作成等、業務の属人化解消に向けた次なる取組の着手に繋がった。

⇒R6 年度、社内で初めて男性が育休を取得した (R6 年度に 1 名、令和 7 年度に 1 名取得)。

(2) 一般事業主行動計画策定・くるみん認定取得支援

男性育休取得促進を含め子育てしやすい職場づくりに取り組む県内企業に社会保険労務士を派遣し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・変更及び「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定を行う「くるみん」取得に係る手続を支援する。

<県の社労士派遣事業を活用したくるみん認定企業>

三光(株) (境港市／サービス業／従業員数 338 名) ※R8.1.15 認定

- ・中学校就学前までの子を持つ労働者を対象とした短時間勤務制度を整備
- ・年に 5 日の範囲で時間単位の年次有給休暇を導入するとともに、年次有給休暇取得推奨日・推奨月を設定

⇒行動計画期間 (R4.1.1～R7.3.31) 中、男性従業員 3 名が育児休業を、9 名が企業独自の育児目的休暇をそれぞれ取得した。

(3) 企業の子育て支援環境整備に係る奨励金

○企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金

育児や介護のための休暇等の制度を整備し、男性従業員に休暇を取得させた事業者に奨励金を支給する。

【支給額】育児参加休暇取得の場合 100 千円／社、【実績】R7 年度：5 件

子の看護等休暇取得の場合 100 千円／社、【実績】R7 年度：6 件

○シン・子育て王国とっとり男性育児休業取得応援奨励金

「とっとり子育てプレミアムパートナー」に登録し、次の取組を行った事業者に奨励金を支給する。

- ・男性従業員が 1 ヶ月以上の育児休業を取得した場合に、育児休業期間中の代替人員を確保する場合

【支給額】120 千円／月 (上限額 1,440 千円／社)、【実績】R7 年度：0 件

- ・男性従業員が 15 日以上、3 ヶ月未満の育児休業を取得し、同僚に対し業務応援手当を支給する場合

【支給額】40 千円／15 日 (上限額 240 千円／社)、【実績】R7 年度：1 件

2. 多様な働き方の推進

(1) 社会保険労務士による就業規則等整備支援

ア 県男女共同参画推進認定企業への支援

県男女共同参画推進企業認定を受けた事業者（申請予定含む）に対し、就業規則等を労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令に適合させる際に、社会保険労務士を派遣して支援する。【R7実績】67社

イ 多様な働き方の推進に係る支援

多様な働き方の実現、多様な人材の活用に資する取組を就業規則等に盛り込む際に、社会保険労務士を派遣して支援する。【R7実績】4社

＜4社の取組例＞

- ・有給休暇取得促進に向けた取組（半日・時間単位での取得等）
- ・独自休暇制度（リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等）
- ・フレックス、短時間勤務などの柔軟な勤務時間制度
- ・職務・勤務地・勤務時間等を限定した多様な正社員制度
- ・勤務間インターバル制度
- ・在宅勤務、テレワーク等
- ・兼業・副業の許可 など

＜参考：短時間正社員制度導入企業＞

（株）ヤマタホーム（鳥取市／建設業／従業員数58名） ※令和5年度導入

事業内容：住宅・商業施設・公共工事の施工管理及び建築、不動産開発、仲介・注文住宅、リフォーム、リノベーションの企画設計のほか住まいの相談対応を手掛ける。

＜短時間正社員制度の内容、利用状況＞

様々な事由で、日・週・月単位で勤務時間を短くすることが可能（利用実績 R6：4名 R7：4名）

【その他の取組】

＜両立支援制度の充実＞

- ・在宅勤務制度の導入
- ・育児・介護のための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度
- ・子の看護等休暇の有給化

＜その他、職場環境づくりの実践等＞

- ・育児休業取得前のプラン作成、上司等との面談、育休中の情報共有や復帰后面談により育休取得を支援
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定

(2) 多様な働き方推進セミナーの開催

多様な働き方の推進に係る企業向けセミナーを開催する。【R7実績】50名受講

＜R8セミナー開催予定＞

日程：令和8年7月27日（月）

開催方法：オンライン

講師：宇佐川 邦子 氏

（株式会社インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター 上席主任研究員）

内容：人材確保のポイント／労働市場、鳥取県の現状と今後／働き手の志向／多様な働き方の事例

3. 仕事と介護の両立支援

県内で過去5年間に介護・看護のために離職した者は約2,000人※で、離職者全体(約77,200人)の2.6%を占める。(全国平均:2.4%) ※令和4年就業構造基本調査(国)

高齢化がますます進展する中、仕事と介護の両立支援を推進するため、企業への介護等支援コーディネーターの派遣や市町村等と連携した相談体制の整備、企業向けの啓発セミナーを行う。

(1) 介護離職の防止に向けた相談対応

地域包括支援センターと県中小企業労働相談所「みなくる」が連携し、介護者(労働者)からの仕事と介護の両立に関する相談に対応する。

(2) 企業向け仕事と介護の両立支援セミナーの開催

家族介護により離職を余儀なくされることなく、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進するための企業向けセミナーを令和8年11月頃にオンラインで開催予定。【R7実績】35名受講

(3) 介護等支援コーディネーター派遣・研修会の開催

従業員の将来の介護リスク等の把握や従業員が利用できる公的サービスの情報など、希望する企業にコーディネーターを派遣して相談支援を行うほか、人事担当者等に対する研修会を開催。

【R7実績】4社

4. カスタマーハラスメント対策

改正労働施策総合推進法が令和8年10月1日に施行され、事業主のカスハラへの対応が義務付けられることを踏まえ、事業主に対し、カスハラ対策についての普及啓発を行う。

(1) カスタマーハラスメント対策セミナーの開催

改正法で事業主に義務付けられるカスハラ対策の内容やカスハラへの適切な対応方法を学ぶセミナーを開催した。【R8実績】137名受講 【R7実績】68名受講

開催日：鳥取会場：令和8年6月30日(火)、米子会場：7月1日(水)

講師：西尾 晋 氏(株式会社エス・ピー・ネットワーク 執行役員(CS企画推進部担当))

(2) 企業向け啓発チラシの作成・配布

事業主にカスハラ対策の必要性和改正法による措置の義務化を周知し、適切な対応を促すチラシを作成し、商工団体会報への折込等で配布した。【R7実績】15,000部配布

5. 令和6年度鳥取県職場環境等実態調査結果

(1) 調査目的

県内事業所における休暇制度、育児・介護休業制度、ワーク・ライフ・バランスなどの職場環境の実態を明らかにし、労働福祉施策の基礎資料とする。(H24年度から3年ごとに調査を実施。前回はR3年度実施、次回R9年度実施予定)

(2) 調査対象 常用労働者10人以上の鳥取県内事業所 3,000社(回答数:645社、回答率:21.5%)

対象事業所に雇用される正規の女性従業員 3,000人(回答数:772人、回答率:25.7%)

〃 正規の男性従業員 3,000人(回答数:708人、回答率:23.6%)

(3) 調査方法 調査対象事業所に郵送によりインターネット回答リンク記載の用紙を配布し、事業主がインターネットにより回答(調査基準日:R6.8.1、調査期間:R6.8.2~9.27)

<調査結果の概要>

(1) 仕事と育児の両立

- 男性従業員の育児休業取得率は37.6%で、前回(13.4%)から24.2ポイント増加した。また、男性従業員の取得期間は、前回調査では1週間未満が最多(40.6%)だったが、今回は取得期間が延び、1か月~3か月未満が40.1%(前回23.4%)と20ポイント近く増加し、最多となった。
- 妻が出産する場合の育児休業の利用希望は、男性従業員の74.3%(30歳以下は88.9%)が「利用しようと思う」としており、前回から約16ポイント増加した。

(2) 仕事と介護の両立

- 介護休業取得率は、女性従業員27.4%(前回13.4%)、男性従業員9.0%(前回7.1%)で、いずれも増加した。
- 介護休業の利用希望は、女性従業員が89.8%(前回82.5%)、男性従業員が84.7%(前回73.3%)で、それぞれ増加した。

(3) カスタマーハラスメント（今回初調査）

- 職場でのカスハラが「あった、あったと思う」とする割合は、事業主が 13.8%、女性従業員が 28.1%、男性従業員が 28.7%であり、事業主と従業員で約 15 ポイントの乖離があった。
- 「あった、あったと思う」と回答した事業主のカスハラの内容は、「威圧的な言動（大声で責める、過剰な謝罪の要求、反社会的な者とのつながりをほのめかす等）」(77.5%) が最も多く、次いで「継続的な、執拗な言動（頻繁なクレーム、同じ質問を繰り返す等）」(59.6%) が多かった。

⇒ 以上の調査結果を踏まえ、仕事と育児・介護の両立支援やカスハラ対策に反映



「くるみん認定」を目指しませんか

今なら社会保険労務士が**無料**でお手伝いします！

「くるみん認定」とは？

「くるみん認定」は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「くるみん認定」を受けることができます。

<支援内容>

- ・自社の一般事業主行動計画の策定・変更を支援します
- ・自社がくるみん認定基準を満たしているか確認します
- ・くるみん認定の申請に必要な書類作成を支援します

種別	主な要件
 プラチナくるみん	男性育休取得率50%以上、女性の産後在職率90%以上など
 くるみん	男性育休取得率30%以上など
 トライくるみん	男性育休取得率10%以上など

※不妊治療と仕事の両立環境を整えると「プラス」認定を取得可能。

子育てサポート企業として
アピールするチャンス！

くるみん認定の詳しい要件は
厚生労働省HPをご覧ください



「くるみん認定」のメリット



1 企業価値の向上・人材確保に効果的です

くるみんマークを求人サイトや広告等に掲載することで、子育て支援に積極的で長く働きやすい環境が整備されている企業として、学生や求職者、顧客等に広くアピールでき、人材採用・定着につながることが期待できます。

2 「くるみん助成金」を受けられます

くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業は、「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」で生活と仕事の両立が図られるために必要な雇用環境整備に係る経費の助成を受けられます。

※中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業の詳細はこちら⇒
(くるみん助成金ポータルサイト)

3 公共調達における加点評価を受けられます

総合評価方式やプロポーザルによる公共調達で、くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた企業は加点評価を受けることができます。県の公共工事の入札でも経営事項審査の加点要件となっています。

子育てしやすい職場は男女ともに人気です！



申込期限：令和9年2月19日(金)

ステップ

1

申込み



本チラシ右下の鳥取県ホームページから本事業の詳しい内容をご確認の上、申込みください。

ステップ

2

社労士の
選定



鳥取県からの業務受託者（鳥取県社会保険労務士会）が、派遣する社会保険労務士の選定を行います。

ステップ

3

支援



一般事業主行動計画の策定・変更やくるみん認定に必要な書類作成などを支援します。
※ 社労士にお支払いする謝金・旅費等は県が負担します。



社会保険労務士が 無料で就業規則等の整備を支援します！



働きやすい職場づくりを進めるに当たり、**就業規則等の整備**でお困りの事業者、
コンサルタントとして**社会保険労務士を無料で派遣し、支援します。**

タイプ	男女共同参画推進企業認定タイプ [○]	多様な働き方タイプ [○]
	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指される方	多様な働き方の実現、多様な人材の活用をしたい方
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「 鳥取県男女共同参画推進企業 」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に事業所を有し、中小企業に該当する事業者で、 多様な働き方の実現、多様な人材の活用 に資する取組（下欄支援内容を参考）に 3つ以上取り組む事業者 ※中小企業以外の法人・団体の場合は常時使用する従業員の数が100人以下の事業者に限ります ※過去の利用実績がない事業者10社に限ります
支援内容	○就業規則（育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。）の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正（全面改正、一部改正）	○以下のような取組を実施するために必要な就業規則等の新規作成、全面改正・一部改正 ・有給休暇取得促進に向けた取組（半日・時間単位での取得等） ・フレックス、短時間勤務などの柔軟な勤務時間制度 ・職務・勤務地・勤務時間等を限定した多様な正社員制度 ・勤務間インターバル制度 ・在宅勤務、テレワーク等 ・兼業・副業の許可 ・正規労働者と非正規労働者の均衡・均等待遇の実現 ・在籍型出向の支援 ・病気の治療中の方、障がいのある方の働きやすい職場づくり（勤務時間の配慮、休暇制度等） ・独自休暇制度（リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等） ・高齢者の働きやすい職場づくり（定年延長、処遇の見直し等） ・外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の整備、思想信条に合わせた就業時間の設定等） など
	※作成・改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出は行いません（各事業所が届け出てください）	
日数	新規作成・全面改正：1事業者当たり 原則8回まで 一部改正：1事業者当たり 5回まで ※上記範囲で社会保険労務士が事業者と支援内容を調整します	
申込期限	令和9年2月19日(金)まで	
担当	男女協働未来創造本部県民運動課 電話：0858-23-3977 E-mail：kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp	商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 電話：0857-26-8477 E-mail：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp
HP	https://www.pref.tottori.lg.jp/296417.htm 	https://www.pref.tottori.lg.jp/312080.htm 

本事業の詳細・申込方法は、鳥取県HPをご覧ください。

人材採用力強化・ 定着促進セミナー

明日から使える！欲しい人材に選ばれ、
長く活躍してもらうための5つのセミナー

人手不足の時代、これまでの「当たり前」は通用しません。
AI時代の求人戦略や離職を防ぐ職場づくりなど、
採用から定着まで一気通貫で学べる5つのセミナーです。
経営者・人事担当者必見！
プロのアドバイスで、
あなたの会社の「採用力」を強化しませんか？



対象

鳥取県内企業・団体等の経営者・人事担当者等

開催方法

オンライン会議システム(zoomウェビナー)

日時	テーマ ※ご希望のセミナーだけの参加も可能です	講師
採用戦略 8/4(火) 13:30~15:00	AI時代の中小企業の採用戦略 ▶採用マーケット情報／どの人材プールを狙うか？ ▶採用ターゲットと魅力発信 ▶採用力の因数分解(採用戦略×魅力発信×採用実務) ▶採用支援ツールの紹介 ▶最後はアナログで他社に打ち勝つ！	神宅 謙一郎 氏 WaGaGoToプランニング 代表
魅力発信 9/1(火) 13:30~15:00	ハローワーク採用の絶対法則 求人票作成の徹底勉強会 ▶ハローワークの「今」を知る／ハローワーク利用者の解像度を上げる ▶選ばれる求人票の極意(成功企業の求人票ビフォーアフター事例) ▶今日から実践！自社採用力の磨き方 ▶ハローワークなどの関係機関職員との「共闘」戦略	五十川 将史 氏 ウエルス社会保険労務士事務所 代表
面接 (動機形成) 10/8(木) 13:30~15:00	面接は“口説く場！” 辞めない人材を見極め、惹きつける技術 ▶「面接」が離職を防ぐカギになる ▶変わる面接の常識：「見極め」から「惹きつけ」へ ▶定着する人材を見抜く「質問設計」と「不安解消」のポイント ▶求職者に伝えるべき「職場の魅力」	笹木 耕介 氏 株式会社HRトリガー 代表取締役
定着 11/5(木) 10:30~12:00	採用しても辞める会社、辞めない会社 ～地方中小企業の定着改善実践法～ ▶なぜ早期離職は起きるのか？(認識のズレの正体) ▶一斉辞職の危機から見た「辞める理由」の共通点 ▶入社半年で差がつく関わり方とコミュニケーション(未来像・役割・価値シート) ▶定着支援ツールの紹介 ▶成長実感を生む業務設定とフィードバックの考え方・明日から見直すべき定着施策(実践ポイント)	藤原 奈緒美 氏 株式会社れおんキャリアース 代表取締役
多様な人材 12/4(金) 10:30~12:00	人が辞めない職場は、働き方の選択肢がある。 ▶なぜ人手不足は採用強化だけでは解決しないのか ▶ミドル・シニア・副業の採用のポイント、受け入れ方で変わる定着率(配置・役割・関わり方) ▶多様な働き方を取り入れる意義と効果 ▶AI・DXを活用した業務負担の軽減と働きやすい職場づくり	石原 直子 氏 株式会社エクサウィザーズ はたらくAI&DX研究所 所長 白石 久喜 氏 白石事務所 代表

申込



申込フォームより、必要事項をご入力ください。
<https://x.gd/RuMhk>

特設
サイト



詳細については、こちらをご確認ください。
<https://x.gd/2RC5A>

主催 鳥取県

令和8年度
人材稀少社会における
中小企業採用・定着サポート事業

運営
問い合わせ

鳥取県人材採用力強化・定着促進セミナー運営事務局
TEL.0120-946-059(受付時間)平日10時~18時
E-Mail.tottori-rar-seminar@3140pa.com
[業務受託者：リクルーティング・パートナーズ㈱]

本事業は厚生労働省の「地域活性化
雇用創造プロジェクト」の採択を受け、
地域に良質な雇用を産み出すた
め鳥取県が実施する事業(通称：地プロ)です。事業
の効果検証のため、利用企業は年2回の雇用実績調
査にご協力ください。

